平成29年

第2回日向市議会(定例会)議案

2月24日

日 向 市

もくろく

議案第4号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・1
議案第5号	日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・ 2
議案第6号	日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・6
議案第7号	日向市部設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・9
議案第8号	日向市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・11
議案第9号	日向市総合体育館建設基金条例・・・・・・・・・・・13
議案第10号	日向市企業立地促進条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・14
議案第11号	日向市工場立地法準則条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・16
議案第12号	日向市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・17
議案第13号	日向市空家等対策の推進に関する条例・・・・・・・・・・27
議案第14号	和解及び損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・・31
議案第15号	共有地の管理及び処分に関する事務の委託に関する規約の変更について 32
議案第16号	市道の路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・34
議案第17号	平成28年度日向市一般会計補正予算(第6号) · · · · · · 別冊
議案第18号	平成28年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) · · · 別冊
議案第19号	平成28年度日向市用地取得特別会計補正予算(第1号) · · · · · · · · · · 別冊
議案第20号	平成28年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) · · · · · 別冊
議案第21号	平成28年度日向市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)
	補正予算(第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
議案第22号	平成29年度日向市一般会計予算 · · · · · · · 别冊
議案第23号	平成29年度日向市公営住宅事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · 別冊
議案第24号	平成29年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計予算 · · · · · · · · · 別冊
議案第25号	平成29年度日向市用地取得特別会計予算 · · · · · · · · 別冊
議案第26号	平成29年度日向市城山墓園事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · 別冊

議案第26号	平成29年度日向市城山墓園事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · 別冊
議案第27号	平成29年度日向市簡易給水施設特別会計予算 · · · · · · · · · · · · 別冊
議案第28号	平成29年度日向市簡易水道事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · 別冊
議案第29号	平成29年度日向市農業集落排水事業特別会計予算 · · · · · · · · · · 別冊
議案第30号	平成29年度日向市国民健康保険事業特別会計予算 · · · · · · · · · 別冊
議案第31号	平成29年度日向市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)予算 · · · · · · 別冊
議案第32号	平成29年度日向入郷地域介護認定審查事業特別会計予算 · · · · · · · · 別冊
議案第33号	平成29年度日向市後期高齢者医療事業特別会計予算 · · · · · · · · · · 別冊
議案第34号	平成29年度日向市水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · 別冊
議案第35号	平成29年度日向市下水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · 別冊
議案第36号	平成29年度日向市病院事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住所
金丸 秀裕		

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日向市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 [略]	第2条 [略]
	(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)
	第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和
	22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の
	親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定に
	より、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養業
	となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員
	に限る。) に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童
	<u>とする。</u>
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間)	条例で定める期間)
第2条の2 [略]	<u>第2条の3</u> [略]
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に	第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。	掲げる事情とする。
(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したこと	(1) 育児休業をしている職員が <u>、</u> 産前の休業を始め <u>、又は</u> 出産したことん
により当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に	より、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出済。

該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の 休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡 し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)~(5) [略]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。
- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

- イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定による請求に 係る家事審判事件が終了した場合 (特別養子縁組の成立の審判が確定 した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条 第1項第3号の規定による措置が解除された場合

<u>(3)</u>~<u>(6)</u> [略]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育 児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当

(2)~(6) [略]

(部分休業の承認)

- 第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 勤務時間条例第14条の規定による育児のための特別休暇<u>を承認されている</u> 職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休 暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規 定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当するこ ととなったこと。

<u>(3)</u>~<u>(7)</u> [略]

(部分休業の承認)

- 第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 勤務時間条例第14条の規定による育児のための特別休暇<u>又は同条例第15条</u> <u>の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない</u>職員に対する部 分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されて いる時間<u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間</u>を減じた時間を超 えない範囲内で行うものとする。

第2条 日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第6条の4第2項</u>に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

改正後

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日向市職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年日向市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、 当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処 理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2 項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤 務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

改正後

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、 当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処 理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2 項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤 務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

0

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員<u>(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</u>
- 4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職 員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達 するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により 職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について 家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属して いる場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭 和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項 に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁 組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として 規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配 偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの 間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育す ることができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員 を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、 規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」と あるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」 と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者 で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるもの として規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員につい て準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまで の子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当 該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判 所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合 に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年 法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定 する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者 として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職 員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時 までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を 養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当 該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当 該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ る職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15 条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当 該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該 請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であ

において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 [略]

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

る」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 「略]

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 「略]

2 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、平成29年1月1日から適用する。ただし、第8条の3第1項及び第4項の改正規定中、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る部分については、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市部設置条例の一部を改正する条例

日向市部設置条例(平成17年日向市条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部の設置)	(部の設置)
第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。	第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
総合政策部	総合政策部
総務部	総務部
市民環境部	市民環境部
健康福祉部	健康福祉部
產業経済部	商工観光部
-	農林水産部
建設部	建設部
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 産業経済部	(5) <u>商工観光部</u>
ア 商業及び工業に関すること。	ア 商業及び工業に関すること。
イ 企業立地及び港湾に関すること。	イ 企業立地及び港湾に関すること。
ウ 雇用及び労働に関すること。	ウ 雇用及び労働に関すること。
エの観光に関すること。	エ 観光に関すること。
オ 農業、林業及び水産業に関すること。	
	(6) 農林水産部

イ 林業に関すること。

ウ 水産業に関すること。

エ 地場産品のブランド化に関すること。

(6) [略]

<u>(7)</u> [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(日向市農業集落排水事業受益者負担金等審議会条例の一部改正)

2 日向市農業集落排水事業受益者負担金等審議会条例(平成9年日向市条例第3号)の一部を次のように改正する。 第7条中「産業経済部」を「農林水産部」に改める。

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市介護保険条例の一部を改正する条例

日向市介護保険条例(平成12年日向市条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の及び以上的の欄に掲げる規定を向表の以上後の欄に掲げる規定に下線 「一	(C/1) & / (CALL) &			
改正前	改正後			
附則	附則			
(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整	(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整			
備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等	備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等			
に関する経過措置)	に関する経過措置)			
第8条 [略]	第8条 [略]			
	(平成29年度における保険料率の特例)			
	第9条 平成 29 年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の			
	各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と			
	<u>する。</u>			
	(1) 令附則第19条第1項第1号に掲げる者 27,000円			
	(2) 令附則第19条第1項第2号に掲げる者 45,000円			
	(3) 令附則第19条第1項第3号に掲げる者 45,000円			
	(4) 令附則第 19 条第 1 項第 4 号に掲げる者 54,000 円			
	(5) 今附則第 19 条第 1 項第 5 号に掲げる者 60,000 円 (6) 今四 (6) 今四 (7) 今四 (7) 今四 (7) 今回 (7) 与回 (7)			
	<u>(6) 令附則第 19 条第 1 項第 6 号に掲げる者 72,000 円</u> (7) 令附則第 19 条第 1 項第 7 号に掲げる者 78,000 円			
	(8) 令附則第19条第1項第8号に掲げる者 90,000円			
	(9) 令附則第19条第1項第9号に掲げる者 102,000円			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市総合体育館建設基金条例

(設置)

第1条 本市における総合体育館の建設に必要な資金を積み立てるため、日向市総合体育館建設基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) に 定める額の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。 (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を 処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

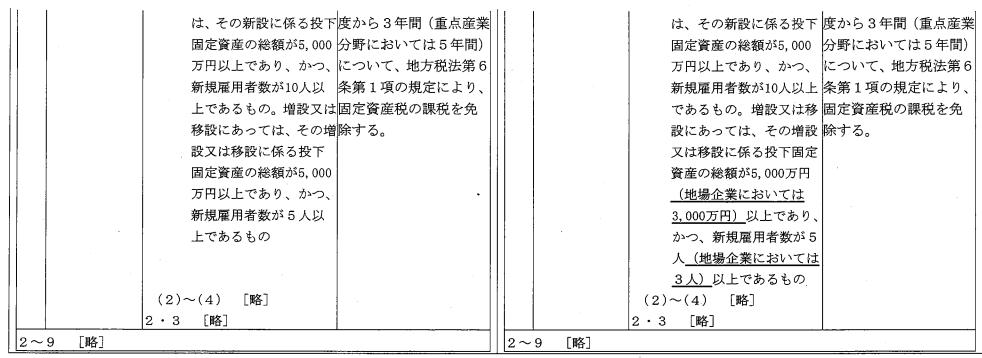
平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市企業立地促進条例の一部を改正する条例

日向市企業立地促進条例(昭和63年日向市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
(定義)		(定義)					
第2条 [略]		第2条 [略]					
(1)~(12) [略]	· · ·	(1)~(12) [略	\$]				
		(13) 地場企業	事業者のうち、次条	第3項におけ	する指定の日前において本		
	44	市に本社を有	する者で、資本金が	3億円以下署	しくは常用従業員の数が		
		300人以下の会	社又は個人をいう。	ただし、次に	こ掲げるいずれかに該当す		
		るものを除く。	<u> </u>				
		アー発行済株	式の総数又は出資価	i額の総額の2	分の1以上を同一の大企		
		業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定め					
		<u>る中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下この号において同じ。)</u>					
		が所有している中小企業者					
		イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所					
		有している	中小企業者				
*		ウ 大企業の	役員又は職員を兼ね	ている者が、	役員総数の2分の1以上		
		<u>を占めてい</u>	る中小企業者				
別表第1 (第3条、第5条関係)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別表第1(第3条、	第5条関係)				
項 奨励措置の種類 対象事業者	奨励措置の内容	項 奨励措置の種類	対象事業	者	奨励措置の内容		
1 固定資産税の課 1 次の各号に掲げる工場	等の 設置した工場等が操業	1 固定資産税の課	1 次の各号に掲け	げる工場等の	設置した工場等が操業		
税免除 区分に応じ、当該各号に	定め を開始した日以降にお	税免除	区分に応じ、当該	後各号に定め	を開始した日以降にお		
る基準に該当する事業者	いて、新たに固定資産税		る基準に該当する	る事業者	いて、新たに固定資産税		
(1) 工場 新設にあ	ってを課することになる年		(1) 工場 新部	役にあって	を課することになる年		



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の日向市企業立地促進条例の規定により指定事業者の申請を行っている事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市工場立地法準則条例の一部を改正する条例

日向市工場立地法準則条例(平成25年日向市条例第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)	第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)
第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された	第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された
準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとす	準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとす
る。	る。
(対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率)	(対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率)
第3条 法 <u>第4条の2第2項</u> に規定する区域並びに当該区域における緑地及び	第3条 法 <u>第4条の2第1項</u> に規定する区域並びに当該区域における緑地及び
環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとお	環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとお
りとする。	りとする。
[略]	[略]

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出 日向市長 十 屋 幸 平 日向市手数料条例(平成12年日向市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後					
別表第1(第	第2条関係)			別表第1(第2条関係)				
手数料	事務	金額			手数料	事務	金額	
[略]					[略]			
52 低炭素	都市の低炭素化	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	[略]	5	52 低炭素	都市の低炭素化	低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げ	[略]
建築物新	の促進に関する	(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定			建築物新	の促進に関する	る基準に係る技術的審査に適合すると認め	
築等計画	法律(平成24年	する登録建築物調査機関又は登録住宅性能			築等計画	法律(平成24年	られた計画であることを証明する書類(以下	
認定申請	法律第84号。以	評価機関(認定申請に係る建築物の全部又			認定申請	法律第84号。以	「低炭素建築物事前審査適合証等」という。)	
手数料	下「低炭素化促	は一部が非住宅である場合にあっては、建			手数料	下「低炭素化促	の提出がある場合	
	進法」という。)	築基準法第77条の21第1項に規定する指定				進法」という。)		
	第53条第1項の	確認検査機関を兼ねるものに限る。)によ				第53条第1項の		
	規定に基づく低	り低炭素化促進法律第54条第1項各号に掲				規定に基づく低		
	炭素建築物新築	げる基準に係る技術的審査に適合すると認				炭素建築物新築		
	等計画の認定の	められた計画(以下「低炭素建築物事前審	•			等計画の認定の		
	申請に対する審	査適合計画」という。)であることを証明す				申請に対する審		
	査	る書類の提出がある場合				査		
		低炭素建築物事前審査適合計画であること	[略]				低炭素建築物事前審査適合証等の提出がな	[略]
		を証明する書類の提出がない場合					い場合	
53 低炭素	低炭素化促進法	低炭素建築物事前審査適合計画であること	[略]	5	53 低炭素	低炭素化促進法	低炭素建築物事前審査適合証等の提出があ	[略]
建築物新	第55条第1項の	を証明する書類の提出がある場合			建築物新	第55条第1項の	る場合	
築等計画	規定に基づく低	低炭素建築物事前審査適合計画であること	[略]		築等計画	規定に基づく低	低炭素建築物事前審査適合証等の提出がな	[略]

_		
0	ž	_

Li	I				_	<u> </u>				
変更認定	炭素建築物新築	を証明する書類	の提出がない場合			変更認定	炭素建築物新築	い場合		
申請手数	等計画の変更認	7	٠			申請手数	等計画の変更認			
料料	定の申請に対す					料	定の申請に対す			
	る審査		. '				る審査			
[略]						[略]				
55 建築物	建築物のエネル	建築物省エネ法	[略]		55	建築物	建築物のエネル	建築物省エネ法	[略]	
エネルギ	ギー消費性能の	第30条第1項各				エネルギ	ギー消費性能の	第30条第1項第		
一消費性	向上に関する法	<u>号</u> に掲げる基準				一消費性	向上に関する法	1号に掲げる基		
能向上計	律(平成27年法	に係る技術的審				能向上計	律(平成27年法	準に係る技術的		
画認定申	律第53号。以下	査に適合するこ				画認定申	律第53号。以下	審査に適合する		
請手数料	「建築物省エネ	とを <u>証明する書</u>				請手数料	「建築物省エネ	ことを <u>証明する</u>		
	法」という。)	類として市長が					法」という。)	書類(以下「建		
	第29条第1項の	定める書類(以					第29条第1項の	築物省エネ性能		
.	規定に基づく建	下「建築物省エ					規定に基づく建	向上事前審査適		
	築物エネルギー	・ ネ性能向上事前					築物エネルギー	合証等」とい		
-	消費性能向上計	審査適合証等」				,	消費性能向上計	う。)の提出が		
	画の認定の申請	という。)の提出					画の認定の申請	ある場合		
	に対する審査	がある場合					に対する審査			
		建築物省エネ性	[略]					建築物省エネ性	[略]	
		能向上事前審査	認定申請に係る建築物の全	[略]				能向上事前審査	認定申請に係る建築物の全	[略]
		適合証等の提出	 部又は一部が非住宅である					適合証等の提出	部又は一部が非住宅である	
		がない場合	場合の建築物エネルギー消	í				がない場合	場合の建築物エネルギー消	
			費性能基準等を定める省令	,					費性能基準等を定める省令	
			(平成28年経済産業省令・			1			(平成28年経済産業省令・	
			 国土交通省令第 1 号。以下	-					国土交通省令第1号。以下	
			「建築物省エネ基準省令」						「建築物省エネ基準省令」	
			という。) <u>第8条第1項第</u>						という。) <u>第10条第1項第</u>	
			1号イ(1)及びロ(1)によ			•			1号イ(1)及びロ(1)に定	

	-	4
		_
	_	_
C	C	כ

		,			. —		,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			り確かめられた非住宅部分						める基準による非住宅部分	
	,		 認定申請に係る建築物の全	[略]		* .			認定申請に係る建築物の全	[略]
	•		。 部又は一部が非住宅である						部又は一部が非住宅である	
		ļ	場合の建築物省エネ基準省						場合の建築物省エネ基準省	
			令 <u>第8条第1項第1号イ</u>						令 <u>第10条第1項第1号イ</u>	
			(2)及び口(2)により確か	<u> </u>					(2)及びロ(2)に定める基	
			<u>められた</u> 非住宅部分						準による非住宅部分	L
56 建築	物建築物省エネ法	[略]			56	3 建築物	建築物省エネ法	[略]		
エネル	ギ 第31条第1項の	建築物省エネ性	[略]			エネルギ	第31条第1項の	建築物省エネ性	[略]	
一消費	性 規定に基づく建	能向上事前審査	認定申請に係る建築物の全	[略]		一消費性	規定に基づく建	能向上事前審査	認定申請に係る建築物の全	[略]
能向上	計 築物エネルギー	適合証等の提出	部又は一部が非住宅である			能向上計	築物エネルギー	適合証等の提出	部又は一部が非住宅である	
画変更	認 消費性能向上計	がない場合	場合の建築物省エネ基準省			画変更認	消費性能向上計	がない場合	場合の建築物省エネ基準省	
定申請	手 画の変更認定の		令 <u>第8条第1項第1号イ</u>			定申請手	画の変更認定の		令 <u>第10条第1項第1号イ</u>	
数料	申請に対する審	· ·	(1)及び口(1)により確か	<u> </u>		数料	申請に対する審		(1)及び口(1)に定める基	
	查		<u>められた</u> 非住宅部分				查		準による非住宅部分	
			認定申請に係る建築物の全	[略]					認定申請に係る建築物の全	[略]
			部又は一部が非住宅である						部又は一部が非住宅である	
			場合の建築物省エネ基準省						場合の建築物省エネ基準省	
			令 <u>第8条第1項第1号イ</u>						令 <u>第10条第1項第1号イ</u>	
			(2)及び口(2)により確か						(2)及び口(2) に定める	
			められた非住宅部分	<u> </u>					<u>基準による</u> 非住宅部分	L
57 建築	物 建築物省エネ法	建築物省エネ法	[略]	-	57	7 建築物	建築物省エネ法	建築物省エネ法	[略]	
のエネ	ル 第36条第1項の	第2条第3号に				エネルギ	第36条第1項の	第2条第3号に		
ギー消	費 規定に基づく建	規定する建築物				一消費性	規定に基づく建	規定する建築物		
性能に	係 築物のエネルギ	エネルギー消費				能基準適	築物のエネルギ	エネルギー消費		
る認定	申一消費性能に係	性能基準に適合				合認定申	一消費性能に係	性能基準に適合		
請手数	料 る認定の申請に	することを証明				請手数料	る認定の申請に	することを証明		
ギー消 性能に る認定	費規定に基づく建係築物のエネルギ申一消費性能に係	規定する建築物 エネルギー消費 性能基準に適合				一消費性 能基準適 合認定申	規定に基づく建 築物のエネルギ 一消費性能に係	規定する建築物 エネルギー消費 性能基準に適合		

	対する審査	する書類とし	7			対する審査	する書類(以下		
		市長が定める					「建築物省エネ		
	e e	類(以下「建築					性能基準事前審		
		省工ネ性能基					査適合証等」と		
		事前審査適合		-			いう。)の提出が		
		等」という。					ある場合		
		の提出がある	場						
		合							
		建築物省エネ	性認定申請に係る建築物が戸	[略]			建築物省エネ性	認定申請に係る建築物が戸	[略]
•		能基準事前審	査建住宅である場合の建築物	,			能基準事前審査	建住宅である場合の建築物	
		適合証等の提	出省エネ基準省令第1条第1				適合証等の提出	省エネ基準省令第1条第1	
		がない場合	項第2号イ(1)及びロ(1)				がない場合	項第2号イ(1)及び口(1)	
			によりエネルギー消費性能				·	に定める基準による住宅部	
			を確かめられた住宅部分					分	
			認定申請に係る建築物の全	[略]				認定申請に係る建築物の全	[略]
			部又は一部が共同住宅であ					部又は一部が共同住宅であ	
			る場合の建築物省エネ基準					る場合の建築物省エネ基準	
			省令第1条第1項第2号イ					省令第1条第1項第2号イ	
			(1)及びロ(1)によりエネ	-				(1)及びロ(1)に定める基	
			ルギー消費性能を確かめら					準による住宅部分	
<u> </u>			<u>れた</u> 住宅部分		-				
			認定申請に係る建築物が戸					認定申請に係る建築物が戸	[略]
			建住宅である場合の建築物	1				建住宅である場合の建築物	
			省工ネ基準省令第1条第1	ļ j			i	省エネ基準省令第1条第1	
			項第2号イ(2)及びロ(2)	1				項第2号イ(2)及びロ(2)	
			によりエネルギー消費性能			V		に定める基準による住宅部	
			を確かめられた住宅部分					<u>分</u>	
			認定申請に係る建築物の全	[略]				認定申請に係る建築物の全	[略]

ľ	C
۳	4

部又は一部が共同住宅であ	
る場合の建築物省エネ基準	
省令第1条第1項第2号イ	
(2)及びロ(2) <u>によりエネ</u>	
ルギー消費性能を確かめら	
れた住宅部分	
認定申請に係る建築物の全	[略]
部又は一部が非住宅である	
場合の建築物省エネ基準省	
令第1条第1項第1号イ <u>に</u>	
よりエネルギー消費性能を	
確かめられた非住宅部分	
認定申請に係る建築物の全	[略]
部又は一部が非住宅である	
場合の建築物省エネ基準省	
令第1条第1項第1号ロ <u>に</u>	
よりエネルギー消費性能を	
確かめられた非住宅部分	

			部又は一部が共同住宅であ	
	,		る場合の建築物省エネ基準	
			省令第1条第1項第2号イ	
			(2)及びロ(2)に定める基	
			準による住宅部分	
			認定申請に係る建築物の全	[略]
		,	部又は一部が非住宅である	
			場合の建築物省エネ基準省	
			令第1条第1項第1号イ <u>に</u>	
			定める基準による非住宅部	
			分	
			認定申請に係る建築物の全	[略]
			部又は一部が非住宅である	
			場合の建築物省エネ基準省	
			令第1条第1項第1号ロ <u>に</u>	
		,	定める基準による非住宅部	ĺ
			分	
58 建築物	建築物省エネ法	建築物省エネ基	次の各号に掲げる床面積の合	計の
エネルギ	第12条第1項及	準省令第1条第	区分に応じ、当該各号に定める	5金額
一消費性	び第13条第2項	1項第1号イに	(1) 300平方メートル未満	建築
能確保計	の規定に基づく	定める基準によ	物1棟につき221,000円	ļ
<u>画適合性</u>	建築物エネルギ	る建築物省エネ	(2) 300平方メートル以上2	, 000
判定手数	一消費性能確保	法第11条第1項	平方メートル未満 建築物	1棟
<u>料</u>	計画に対する建	の建築物エネル	<u>につき358,000円</u>	
	築物エネルギー	ギー消費性能基	(3) 2,000平方メートル以上	_
	消費性能適合性	準への適合を要	5,000平方メートル未満 夏	建築
	判定	する部分(増改	物 1 棟につき510,000円	·

築にあっては当	(4) 5,000平方メートル以上
該増改築部分。	10,000平方メートル未満 建築
以下「省エネ性	物 1 棟につき628,000円
能適合義務対象	(5) 10,000平方メートル以上
部分」という。)	25,000平方メートル未満 建築
	物 1 棟につき742,000円
	(6) 25,000平方メートル以上
	建築物1棟につき846,000円
建築物省工ネ基	次の各号に掲げる床面積の合計の
	区分に応じ、当該各号に定める金額
	(1) 300平方メートル未満 建築
	物 1 棟につき85,000円
	5(2) 300平方メートル以上2,000
	平方メートル未満 建築物1棟
	につき142,000円
	(3) 2,000平方メートル以上
	5,000平方メートル未満 建築
	<u>5,000 1 カラー イン 水間 </u>
	<u>場1株に ッと250, 606円</u> (4) 5,000平方メートル以上
	10,000平方メートル未満 建築
	物 1 棟につき300,000円
	(5) 10,000平方メートル以上
	25,000平方メートル未満 建築
	物 1 棟につき360,000円
	(6) 25,000平方メートル以上
	建築物1棟につき422,000円
59 建築物 建築物省エネ法 建築物省エネ基	次の各号に掲げる床面積の合計の
エネルギ 第12条第2項及 準省令第1条第	国区分に応じ、当該各号に定める金額

1 佰毎 1 巨イに (1) 9 000 亚 七 メートル 本	定める基準によ 築物1棟につき179,000円	ド る省エネ性能適(2) 2,000平方メートル以上	R 合義務対象部分 5,000平方メートル末満 建築	世 物1棟につき255,000円	(3) 5,000平方メートル以上	E 10,000平方メートル末満 建築	ま 物 1 棟につき314,000円	2 (4) 10,000平方メートル以上	25,000平方メートル未満 建築	左 物1棟につき371,000円	区 (5) 25,000平方メートル以上	重 建築物1棟につき423,000円	第 建築物省エネ基次の各号に掲げる床面積の合計の	基 準省令第1条第区分に応じ、当該各号に定める金額	夏 1項第1号ロに(1) 2,000平方メートル未満 建	5 定める基準によ 築物1棟につき71,000円	<u> </u>	す 合義務対象部分 5,000平方メートル未満 建築	物1棟につき115,000円	(3) 5,000平方メートル以上	10,000平方メートル未満 建築	物1棟につき150,000円	(4) 10,000平方メートル以上	25,000平方メートル未満 建築	物1棟につき180,000円	(5) 25,000平方メートル以上
7.8纸10条件 9 佰	の規定に基づく	建築物エネルギ	一消費性能確保	計画の変更に対	する建築物エネ	ルギー消費性能	適合性判定又は	建築物のエネル	ギー消費性能の	向上に関する法	律施行規則(平	成28年国土交通	省令第5号)第	11条の規定に基	づく軽微な変更	に該当している	ことを証する書	面の請求に対す	る審査	÷						
沙弗杯	能確保計	画変更適	合性判定	等手数料								,														

別表第2(第2条関係)

	手	数料	事務		金額
		[略]			
	3	建築	建築基準法第7	建築物	次の各号に掲げる床面積の合計の区分
l	物	等に	条第1項(同法		に応じ、当該各号に定める金額
ŀ	関	する	第87条の2又は		(1) 30平方メートル以内 1件につ
	完	了検	第88条第1項若		き14,000円(中間検査を受けたもの
ļ	査	申請	しくは第2項に		にあっては13,000円)
	手	数料	おいて準用する		(2) 30平方メートルを超え、100平方
			場合を含む。)		メートル以内 1件につき17,000円
١.			の規定に基づく	•	(中間検査を受けたものにあっては
١,			建築物等に関す		16,000円)
			る完了検査の申		(3) 100平方メートルを超え、200平
		,	請又は同法第18		方メートル以内 1件につき23,000
			条第16項(同法		円(中間検査を受けたものにあって
			第87条の2又は		は22,000円)
			第88条第1項若		(4) 200平方メートルを超え、500平

備考

1~5. [略]

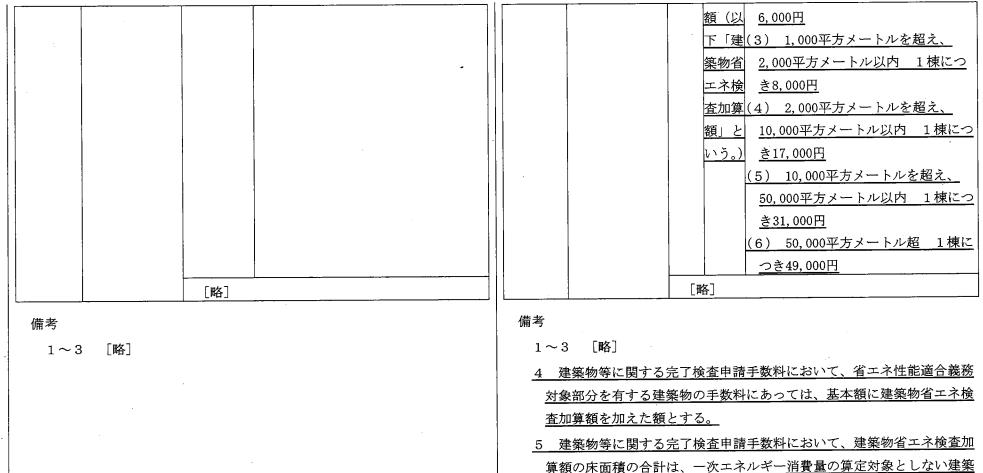
- 6 58の項及び59の項に規定する手数料について、建築物の床面積の合計 は、一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分を除いて算 定する。
- 7 59の項に規定する手数料について、建築物エネルギー消費性能確保計画に床面積が増加する変更がある場合は、当該増加する部分の床面積に応じた58の項の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料を加えた金額とする。

別表第2 (第2条関係)

手数料	事務		金額
[略]	·		
3 建築	建築基準法第7	建築	基本額次の各号に掲げる床面積の合計の区分
物等に	条第1項(同法	物	に応じ、当該各号に定める金額
関する	第87条の2又は		(1) 30平方メートル以内 1件につ
完了検	第88条第1項若		き14,000円(中間検査を受けたもの
査申請	しくは第2項に		にあっては13,000円)
手数料	おいて準用する		(2) 30平方メートルを超え、100平方
	場合を含む。)		メートル以内 1件につき17,000円
	の規定に基づく		(中間検査を受けたものにあっては
	建築物等に関す		16,000円)
	る完了検査の申		(3) 100平方メートルを超え、200平
	請又は同法第18		方メートル以内 1件につき23,000
	条第16項(同法		円(中間検査を受けたものにあって
	第87条の2又は		は22,000円)
	第88条第1項若		(4) 200平方メートルを超え、500平

24

	し、子科の格がし		(
	しては形々並に	カメートグダンのもの「作うしゃ」	しくば第2頃に	カメートル以内のもの 1年にしき
	おいて準用する	32,000円 (中間検査を受けたものに	おいて準用する	32,000円 (中間検査を受けたものに
	場合を含む。)	あっては30,000円)	場合を合む。)	もっては30,000円)
	の規定に基づく	(5) 500平方メートルを超え、1,000	の規定に基づく	(5) 500平方メートルを超え、1,000
	工事完了の通知	平方メートル以内のもの 1件につ	工事完了の通知	平方メートル以内のもの 1件につ
	に対する審査	き53,000円 (中間検査を受けたもの	に対する審査	き53,000円 (中間検査を受けたもの
		にあっては52,000円)		にあっては52,000円)
		(6) 1,000平方メートルを超え、		(6) 1,000平方メートルを超え、
		2,000平方メートル以内 1 年につ		2,000平方メートル以内 1件につ
		き74,000円(中間検査を受けたもの		き74,000円 (中間検査を受けたもの
		にあっては69,000円)		にあっては69,000円)
		(7) 2,000平方メートルを超え、		(7) 2,000平方メートルを超え、
		10,000平方メートル以内 1 件につ		10,000平方メートル以内 1件につ
		き178,000円 (中間検査を受けたもの		き178,000円(中間検査を受けたもの
		にあっては161,000円)		にあっては161,000円)
		(8) 10,000平方メートルを超え、		(8) 10,000平方メートルを超え、
		50,000平方メートル以内 1件につ		50,000平方メートル以内 1件につ
		き260,000円 (中間検査を受けたもの		き260,000円(中間検査を受けたもの
,		にあっては252,000円)		にあっては252,000円)
		(9) 50,000平方メートル超 1件に		(9) 50,000平方メートル超 1件に
		つき455,000円 (中間検査を受けたも		つき455,000円(中間検査を受けたも
		のにあっては445,000円)		のにあっては445,000円)
				省エネ次の各号に掲げる床面積の合計の区分
				性能適に応じ、当該各号に定める金額
				合義務(1) 500平方メートル以内 1棟に
				対象部 つき4,000円
	-			分の検(2) 500平方メートルを超え、1,000
i			-	



物の部分を除いて算定する。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 2 9年 2 月 2 4 日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

日向市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、法の施行及び市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、法との一体的かつ円滑な運用を図ることにより、法第1条の趣旨を実現することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者(民法(明治29年法律第89号)第940条に 該当する場合に限る。)、財産管理人その他の空家等に関する権原を有し、当該空家等を管理すべ き者をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、若しくは通学する個人若しくは市内で事業その他 活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (3) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例 による。

(当事者間における紛争解決の原則)

- 第3条 空家等に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。 (市の責務)
- 第4条 市は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画に基づき、空家等に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるとともに、所有者等及び市民等に対し、空家等の適切な管理に関する情報を提供することその他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、空家等に対する必要な施策を実施するため、市民、事業者、専門家、専門的な知識及び経験を有する団体、地域団体等と連携を図るよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

- 第5条 所有者等は、空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空家等を適正に管理しなければならない。
- 2 所有者等は、空家等を自らが利用する見込みがないときは、賃貸、売買その他の方法により、当該 空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。
- 3 空家等の存する敷地の所有者は、当該敷地を他者に使用させている場合は、当該敷地に存する空家 等の所有者等に対して当該空家等を適正に管理させるよう努めるものとする。
- 4 相続の開始により不動産(建築物又は建築物が存する土地に限る。)を相続した者は、速やかに相続人名義の登記をするよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、空家等が及ぼす生活環境への悪影響について理解を深め、良好な生活環境の確保に 努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策及び空家等の活用に協力するよう努めるものとす る。

(事業者の役割)

第7条 不動産業、建設業その他空家等の活用に関わる事業を営む者は、空家等が及ぼす生活環境への 悪影響について理解を深め、市が実施する空家等に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動 を通じて必要な対策を講じ、空家等の活用及び流通の促進に努めるものとする。

(特定空家等の認定)

第8条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定により調査した空家等が、別に定める基準に照らし、 必要と認める場合は、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。

(勧告に関する意見聴取及び改善の届出)

- 第9条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に 係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その者が正当な理由な くこれに応じないときは、この限りでない。
- 2 法第 14 条第 2 項の勧告を受けた者は、当該特定空家等の状態を改善したときは速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(公表)

- 第 10 条 市長は、法第 14 条第 3 項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由な く、同項に規定する猶予期限までに当該命令に従うことなく、必要な措置を講じないとき又は講じた 措置が十分でなく、是正を命ぜられたにもかかわらず、指定する期限までに当該是正に係る措置を講 じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)
 - (2) 当該命令の対象である特定空家等の所在地
 - (3) 当該命令の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないときは、この限りでない。

(緊急安全措置)

- 第 11 条 市長は、空家等の老朽化又は被災による倒壊、管理不全その他の要因による危険な状態が切迫し、これを放置することにより、人命、身体若しくは財産に重大な損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、法令に違反しない限りにおいて必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら講じ、又は委任した者に講じさせることができる。
 - (1) 所有者等を確知することができない場合
 - (2) 所有者等の確知に時間を要すると予見される場合
 - (3) 当該空家等の所有者等が自ら当該危険な状態を解消することができないと認める場合
- 2 市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該空家等の所有者等へ当該緊急安全措置に係る概要その他必要な事項を通知し、当該緊急安全措置の実施について同意を得るものとし、前項第1号又は第2号に該当する場合には、その旨を公表して実施するものとする。
- 3 前項において、緊急かつやむを得ないと認めるときは、緊急安全措置を実施した後に当該緊急安全 措置の概要等を当該空家等の所有者等へ通知し、第1項第1号又は第2号に該当する場合には、当該 緊急安全措置の概要等を公表するものとする。
- 4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した 費用を請求するものとする。

(関係機関との連携)

第 12 条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その 他の関係機関に対し、当該空家等の所有者等に関する情報の提供、当該関係機関の権限に基づく措置 の実施その他の協力を求めることができる。 (審議会への諮問)

- 第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ次条に規定する日向市空家等対 策審議会(以下次条の規定を除き「審議会」という。)に諮問しなければならない。
 - (1) 第8条の規定による特定空家等の認定を行う場合
 - (2) 法第14条第2項の規定による勧告を行う場合
 - (3) 法第14条第3項の規定による命令を行う場合
 - (4) 第10条第1項の規定による公表を行う場合
 - (5) 法第14条第9項又は同条第10項の規定による代執行を行う場合
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、空家等が倒壊する等の危険があり、緊急やむを得ない場合は、審議会の諮問を要しないものとする。この場合において、市長は、事後においてその旨を審議会に報告しなければならない。
- 3 市長は、次に掲げる事項について審議会に諮問することができる。
 - (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の変更に関する事項
 - (2) 法第9条第1項及び第2項に規定する立入調査等に関する事項
 - (3) 法第16条に規定する過料の適用に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市の空家等に関する施策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(審議会の設置)

第 14 条 市の空家等に関する施策の推進に関し、適正かつ円滑な運用を図るため、市長の附属機関と して日向市空家等対策審議会を置く。

(組織)

第15条 審議会は、委員15名以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第 16 条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、その職に基づいて委嘱又は任命された委員の 任期は、当該職にある期間までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員は、前任者の任期を引き 継ぐものとする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

- 第17条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委任)
- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
 - (日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年日向市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

딘	寒	rH1	Γ
H	70	-	- 1

建築審査会委員	日額	6,400円
」を「		
建築審査会委員	日額	6, 400 円
空家等対策審議会委員	日額	6, 400 円

」に改める。

平成29年2月24日 提出 日向市長 十 屋 幸 平

和解及び損害賠償の額の決定について

次の事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号 及び第13号の規定に基づき議会の議決を求める。

1 事故の概要

平成28年8月5日、市民バスが、亀崎東1丁目91番地先の交差点に南東方向から進行した際、 南西方向から自転車が進入してきたため、急停車した。この急停車により乗客の人身に被害を負わ せたもの。

2 損害賠償の相手方

住 所 (記載省略)

氏 名 (記載省略)

3 損害賠償の額 1,186,835円

4 示談条項

第1条 甲 (日向市) 及び乙 (損害賠償の相手方) は、本件事故における乙の人身損害額 (治療費、通院費、文書料、作業損害、慰謝料) は1,186,835円であることを相互に確認する。

第2条 甲は、上記乙の人身損害額のうち治療費として360,035円を医療機関へ支払い、その 他の損害賠償額として826,800円を乙に対して支払うものとする。

第3条 上記示談条項以外、甲乙間には本件事故による債権債務の存在しないことを確認し、和解する。

第4条 本示談書は、本件事故における損害賠償額の決定に係る日向市議会の承認議決があったとき に、その効力を生じる。

上記の示談成立において、今後本件事故による乙の人身損害に関する損害賠償は一切解決済みとし、 双方共、裁判上又は裁判外において、一切異議または請求の申し立てをしないことを誓約する。

平成29年2月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

共有地の管理及び処分に関する事務の委託に関する 規約の変更について

地方自治法第252条の14の規定により、共有地の管理及び処分に関する事務の委託に関する 規約について、別紙のとおり関係町村と協議のうえ定める。

平成29年2月24日 提出 目向市長 十 屋 幸 平

共有地の管理及び処分に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

共有地の管理及び処分に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更前		変更後	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
<u>己 914番 9、</u> 己 916番 4、己 916番 28、 己 916番 29、己 916番 30、己 916番 31、	日向市東郷町山陰字桑木田	己 916 番 4、己 916 番 28、己 916 番 29、 己 916 番 30、己 916 番 31、己 916 番 32、	
己 916 番 32、己 941 番 12		己 941 番 12	
己 1219番 5、己 1219番 11	日向市東郷町山陰字福士	己 1219 番 5、己 1219 番 11	
己 1303 番 1、己 1305 番、己 1307 番、	日向市東郷町山陰字長迫	己 1303 番 1、己 1305 番、己 1307 番、 己 1331 番 21、己 1331 番 29、	
己 1331 番 30、己 1331 番 31、己 1344 番 1、		□ 1331 番 21、□ 1331 番 29、 □ 1331 番 30、□ 1331 番 31、□ 1344 番 1、 □ 1344 番 4、□ 1344 番 5、□ 1344 番 6	
	□ 914番9、□ 916番4、□ 916番28、□ 916番29、□ 916番30、□ 916番31、□ 916番32、□ 941番12 □ 1219番5、□ 1219番11 □ 1303番1、□ 1305番、□ 1307番、□ 1331番7、□ 1331番21、□ 1331番29、	記載 別表 (第1条関係) 日向市東郷町山陰字桑木田 日向市東郷町山陰字桑木田 日向市東郷町山陰字桑木田 日向市東郷町山陰字福士 日向市東郷町山陰字福士 日向市東郷町山陰字長迫 日向市東郷町山陰字長迫 日向市東郷町山陰字長迫 日向市東郷町山陰字長迫 日前市東郷町山陰字長迫 日前市東郷町山陰字長道 日前市東郷町山陰東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起点	終点
1331	松ノ元2号線	大字財光寺往還町	大字財光寺字松ノ元
1332	朝日ヶ丘1号線	大字日知屋字朝日ヶ丘	大字日知屋字朝日ヶ丘
1333	朝日ヶ丘2号線	大字日知屋字朝日ヶ丘	大字日知屋字朝日ヶ丘
1334	塩田 4 号線	大字日知屋字塩田	大字日知屋字塩田
1335	菜切開発線	大字財光寺字菜切	大字財光寺字菜切
1336	川添1号線	大字富高字川添	大字富高字川添
1337	川添2号線	大字富高字川添	大字富高字川添
1338	川添3号線	大字富高字川添	大字富高字川添
1339	大王町42号線	大王町2丁目	大字日知屋字椎木ヶ花
1340	大王町43号線	大字日知屋字下スルギ	大王町2丁目
1341	小狭間 3 号線	大字財光寺字桃ノ木	大字財光寺字小狭間
1342	小狭間 4 号線	大字財光寺字小狭間	大字財光寺字小狭間
1343	曽根80号線	大字日知屋字谷口	大字日知屋字枦山
1344	木原開発線	大字日知屋字木原	大字日知屋字木原
1345	枦場2号線	大字財光寺字枦場	大字財光寺字枦場
1346	清正3号線	大字日知屋古田町	大字日知屋字片ヶ浜
1347	曽根81号線	大字日知屋字谷口	大字日知屋字谷口
1348	鳥ノ巣開発線	大字塩見字鳥ノ巣	大字塩見字鳥ノ巣
1349	曽根82号線	大字日知屋字谷口	大字日知屋字平
1350	比良山2号線	大字財光寺字池ノ下	大字財光寺字池ノ下
1351	古田8号線	大字日知屋古田町	大字日知屋古田町

平成29年2月24日 提出 _{日向市長} 十 屋 幸 平